

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年9月16日

大阪市会議長 木下 誠 様

提出者

山下昌彦	川嶋広稔	山田正和
大内啓治	金子恵美	宮脇 希
角谷庄一	片山一步	伊藤良夏
高見 亮	杉村幸太郎	太田晶也
北野妙子	黒田當士	西川ひろじ
杉田忠裕	土岐恭生	島田まり
山中智子	井上 浩	

(別 紙)

大阪市会会議規則の一部を改正する規則

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「陳情の委員会付託」を「陳情の取扱い」に改める。

第65条の見出しを「（陳情の取扱い）」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、議長において委員会に付託する必要がないと認めたものは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成28年9月20日から施行する。

説 明

陳情の取扱いに関し必要な事項を定めるため、会議規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市会会議規則（抄）

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第15条 事件の審議については、第63条（請願の委員会付託）及び第65条（陳情の委
取
員会付託）に規定する場合を除き、議長は、市会の会議に付し、説明を必要とする
扱い

ときはその説明をさせた後、これを適當の委員会に付託し、その審査を経なければ
ならない。但し、市会の議決で委員会の審査を省略することができる。

2 省 略

（陳情の委員会付託）
取扱い

第65条 陳情書が提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、審査さ
せる。但し、議長において委員会に付託する必要がないと認めたものは、この限
りでない。